


## 協会けんぽにおける来年度保険料率の見通しの修正について

平成21年11月17日  全国健康保険協会

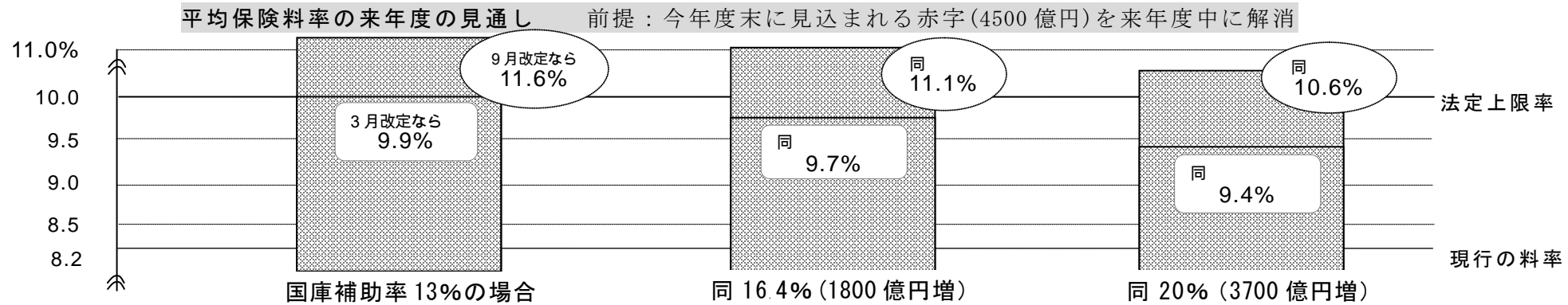
協会けんぽは、中小企業の従業員を中心とした、健康保険組合に入っていない被用者・家族 3500 万人の加入する健康保険であり、被用者保険の最後の受け皿として、昨年 10 月に社会保険庁から政管健保を引き継いでいる。協会において、来年度の保険料率見通し等を去る 10 月 19 日に公表。

その後も、被保険者の賃金低下に伴う保険料収入の減少、秋以降の新型インフルエンザ流行による医療費の増加など予想以上の財政悪化が続いており、その悪化要因を踏まえて、見通しを修正。

○来年度の平均保険料率は、現行制度を前提として（国庫補助率 13%）、現在の 8.2%から 9.5%に引上がる見通しであったが、これを 9.9%に修正（月収 28 万円の場合、労使合計で月約 3600 円増であったが、約 4800 円増に修正）。

○10 月 5 日に続き、本日、国庫補助率引上げを国に再度要望したが、暫定的な補助率（13%）から法律本則上の補助率（16.4~20%）に改定された場合であっても、平均保険料率は 9.7~9.4%に引上げ（同 4200~ 3400 円増）。

○保険料率の法定上限は 10.0%であり、都道府県単位保険料率に係る激変緩和措置や診療報酬改定の内容次第では、必要な保険料収入を確保できない事態になる。



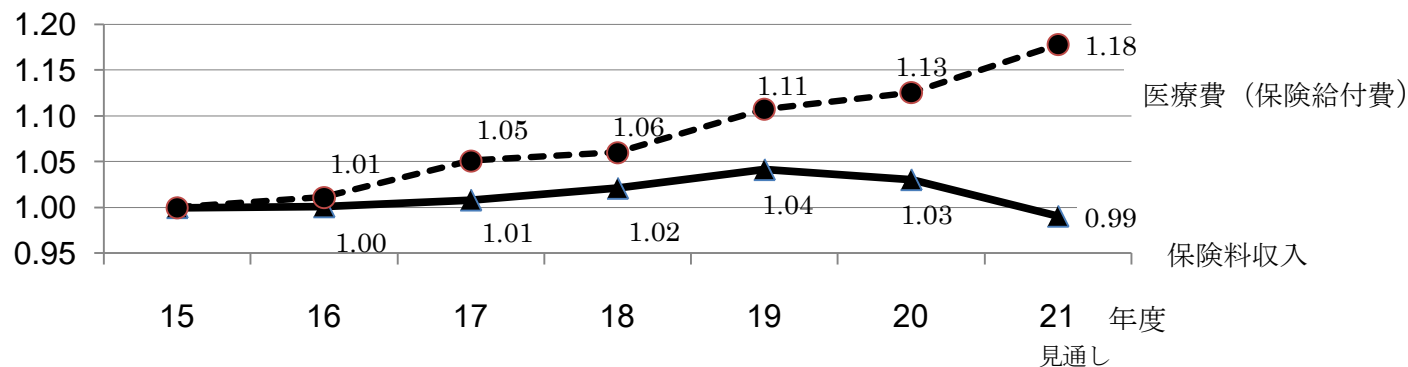
激減緩和措置 1/10(現行)を維持した場合の都道府県単位料率への影響	都道府県毎に ▲0.06 ~ +0.06%	同 ▲0.06 ~ +0.06%	同 ▲0.06 ~ +0.06%
激減緩和措置 3/10とした場合の都道府県単位料率への影響	同 ▲0.17 ~ +0.15%	同 ▲0.17 ~ +0.15%	同 ▲0.16 ~ +0.14%

診療報酬 1%当たりの平均料率への影響	0.08%(満年度も同じ)	0.08%(満年度も同じ)	0.07%(満年度で 0.08%)
---------------------	---------------	---------------	-------------------

※ 激変緩和措置：都道府県単位保険料率へ円滑に移行するため、平成 25 年 9 月までは、都道府県間の保険料率の差を小さくした上で、料率を設定。

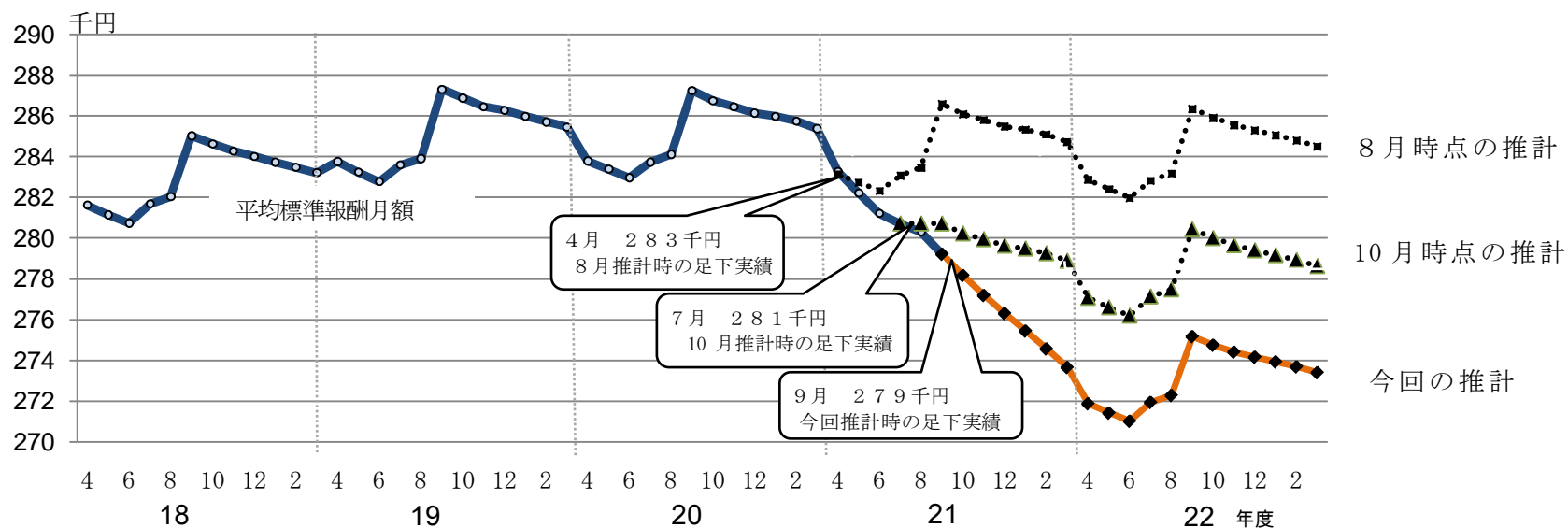
## (1) 保険財政における全般的な傾向

近年、患者負担引上げ[H15]、診療報酬のマイナス改定[H14, H16, H18, H20]、老人保健制度の対象年齢引上げ[H14~18]等が講じられてきたが、平成19年度以降はそのような対策の効果も薄れ、構造的な赤字が顕在化し、積立金を取崩しながら運営している。



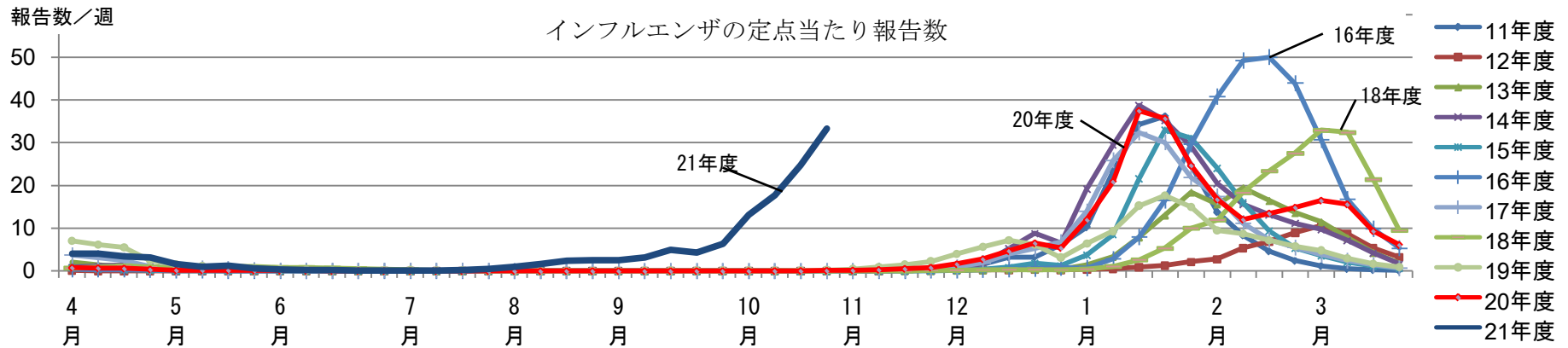
## (2) 直近の保険料収入の状況

当協会に加入する被保険者の月収（標準報酬月額）は、予想を超えて下がり続けている。これに伴い保険料収入は更に大きく落ち込む見通しに修正。



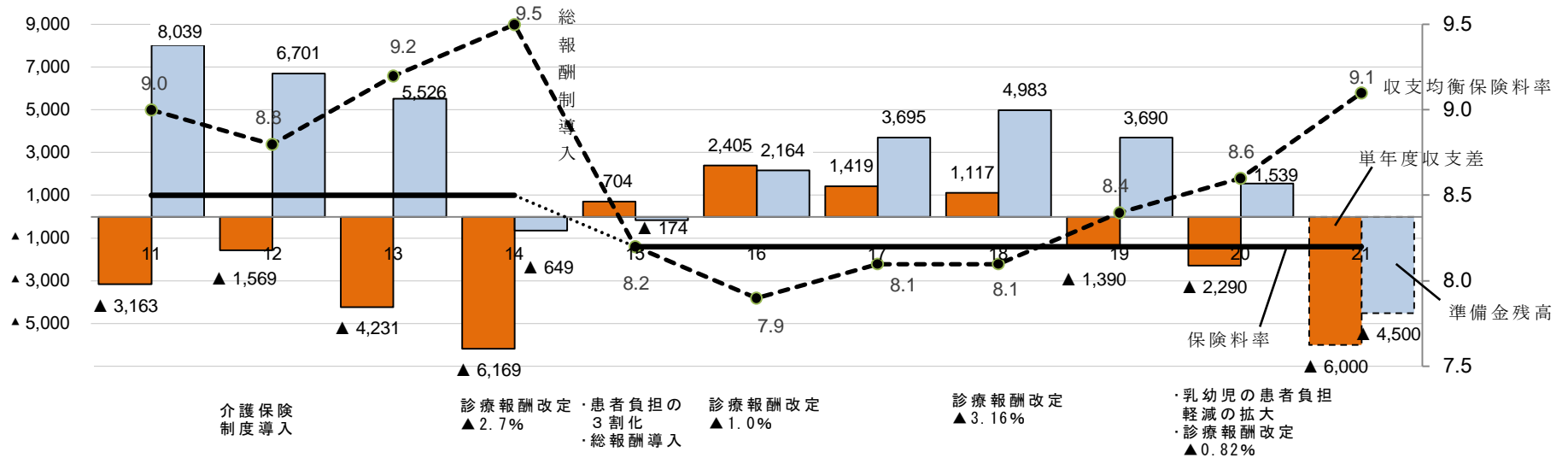
### (3) 直近の医療費支出の状況

今年度の加入者一人当たり医療費の伸びは、昨年度より高い。加えて9月後半以降、例年と違い、インフルエンザの報告数が急増している。今年度の医療費見通しについては、平成20年度の医療費の傾向を用いて推計していたが、新型インフルエンザの流行の影響を含めることとして見通しを修正。



### (4) 準備金の状況

平成18年度に5000億円あった準備金は、直近の収支状況を受け、赤字が増える見通しに修正(▲3100→▲4500億円)。



#### (5) 保険料率の見通し及び国庫補助率引き上げの要望

10月に推計した際より、当協会の保険財政の悪化が更に一段と進み、現行制度（国庫補助率13%）のままでは、来年度の保険料率は、8.2%から一気に9.9%に引き上げざるを得ない見込み。なお、保険料率の健康保険法上の上限が10%であるため、都道府県単位保険料率に係る激変緩和措置や診療報酬改定の内容次第では、必要な保険料収入を確保できない事態になる。

なお、現在の経済状況の下、保険料率の大幅引き上げは、被保険者の賃金動向や中小企業の経営環境から見て難しいと考えられることから、協会は、国に対して、法律附則で定められた暫定的な国庫補助率（13%）を法律本則上の補助率（16.4～20%）に改めるなど所要の制度改正を、10月5日と11月17日に要望している。

※ 40歳以上の被保険者に対する介護分の保険料率については、現在の1.19%から1.43%に引き上げざるを得ない見通しであったが、上記のような状況を踏まえ、これも1.48%に修正。（月収28万円の場合、労使合計で月約670円増であったが、約810円増に修正）。

協会けんぽの収支イメージ(医療分)

(単位:億円)

	20年度 (決算)	21年度			22年度			備考	
		10月時点の協会推計 (a)	直近での見直し (b)	(b)-(a)	10月時点の協会推計 (c)	直近での見直し (d)	(d)-(c)		
収  入	保険料収入	62,013	60,100	59,600	▲ 400	68,400	70,200	1,800	○左の22年度の保険料収入を基に機械的に試算した保険料率(3月改定の場合) 9.9% " (9月改定の場合) 11.6%  ※1 国庫補助率が13%から16.4%に引き上げられた場合の数値。これを基に機械的に試算した保険料率(3月改定の場合) 9.7% " (9月改定の場合) 11.1%  ※2 国庫補助率が13%から20%に引上げられた場合の数値。これを基に機械的に試算した保険料率(3月改定の場合) 9.4% " (9月改定の場合) 10.6%
					※1	66,600	68,400	1,700	
					※2	64,700	66,500	1,700	
	国庫補助等	9,093	9,700	9,700	0	9,900	10,000	100	
					※1	11,700	11,800	100	
				※2	13,600	13,700	100		
その他	251	600	600	0	300	300	0		
計	71,357	70,300	69,900	▲ 400	78,600	80,400	1,800		
支  出	保険給付費	43,375	44,500	45,400	900	45,200	45,600	400	
	老人保健拠出金	1,960	0	0	0	100	100	0	
	前期高齢者納付金	9,449	11,000	11,000	0	11,900	11,900	0	
	後期高齢者支援金	13,131	15,100	15,100	0	14,800	14,800	0	
	退職者給付拠出金	4,467	2,700	2,700	0	2,000	2,000	0	
	病床転換支援金	9	0	0	0	0	0	0	
	その他	1,257	1,700	1,700	0	1,600	1,600	0	
	計	73,647	75,000	75,900	900	75,500	76,000	500	
単年度収支差	▲ 2,290	▲ 4,600	▲ 6,000	▲ 1,400	3,100	4,500	1,400		
準備金残高	1,539	▲ 3,100	▲ 4,500	▲ 1,400	0	0	0		

(注) 1. 従来の政府管掌健康保険の単年度収支と同様の手法で作成したもの。  
2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。